

## 議案第 1 号

# 遠野市市内企業人材確保推進協議会の設置について

## 1 設置する目的

新卒者の地元就業者の減少、若年層の流出により労働力不足による地域経済の衰退が懸念される。

そこで、遠野市総合計画の基本構想の共通優先方針に掲げる「産業振興・雇用確保」の取り組みとして地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画（令和 4 年 3 月 30 日 内閣総理大臣認定）により市内企業人材確保推進事業を行う。

事業の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 条）第 12 条第 1 項に基づき市内企業人材確保推進協議会を設置するものである。

## 2 協議会の名称

遠野市市内企業人材確保推進協議会

## 3 協議会の構成

産学官による支援機関・団体で構成する。

（参考）地域再生法（平成 17 年法律第 24 条）

### 第 12 条

地域公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前項の地方公共団体
- 二 地域再生推進法人
- 三 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。